

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から63年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 1 月まで
申立期間を含む昭和62年4月から63年1月までの期間の私の国民年金保険料は、私の母が金融機関で納めており、私はその領収証書を所持している。
申立期間については、申請免除が認められているので、納付した同期間の国民年金保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書によれば、申立人は申立期間のうち、昭和62年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料を63年1月28日に、63年1月の国民年金保険料を同年2月26日に地元の金融機関で納付したことが確認できる。

一方、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立期間に係る国民年金保険料が申請免除となっていることが確認できるが、当該期間の保険料の納付があったことを示す記録や納付した申立期間の保険料が還付等された記録は見当たらないとともに、当該免除申請は昭和62年6月10日にあったことが確認できる。

また、役場が保管する国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す記録や納付した申立期間の保険料が還付等されたことを示す記録は見当たらないことから、申立人が納付した申立期間の国民年金保険料の還付を受けていないのは明らかである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、申立人は、同期間の国民年金保険料の還付を受けていないものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年8月31日まで
私がA事業所に勤めていた昭和63年3月1日から平成4年8月31日までの期間のうち、3年11月から4年7月までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の私の給与は50万円であったので、元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、当初、昭和63年3月から平成4年7月までの期間は50万円と記録していたところ、A事業所が適用事業所に該当しなくなった日（4年8月31日）から約6か月後の5年3月9日付けで、3年11月から4年7月までの申立期間に係る標準報酬月額を9万8,000円に引き下げていることが確認できる。

また、申立人は、当初からA事業所の取締役役に就任していることが法務局の閉鎖事項全部証明書により確認できるが、申立人は「自分は当時農場長であり、社会保険事務の責任者ではなく、同事業所の専務取締役として標準報酬月額に係る遡及訂正の申請について代表取締役から聞いたこともなく、同意したこともない。」と述べている。

さらに、申立期間当時の事業主は「申立人は専務であった。社会保険手続などは労務管理事務所に委託していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、このような標準報酬月額の変及訂正を行う合理的な理由はなく、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年4月27日まで
② 平成8年4月27日から8年8月31日まで

私は、申立期間①及び②を含めてA事業所で勤務していたが、申立期間①においては、私の標準報酬月額が、被保険者資格を喪失した後にさかのぼって大幅に引き下げられていることが判明したので、標準報酬月額を当時支払われていた26万円前後の給与額として記録を元に戻してほしい。

また、申立期間②においては、A事業所に勤務していたことは間違いないので、給与明細書等の資料は残っていないが、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が申立事業所において、厚生年金保険被保険者の資格喪失をした日（平成8年4月27日）の後の8年5月10日付けで、7年10月1日にさかのぼって28万円から11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が当時勤務していたA事業所から経理・社会保険事務の委託を受けていたB税理士は「平成7年7月ごろ、先代の社長が急死して、A事業所は社会保険料の滞納、借金があった。それらを返済したが、申立期間当時も経営は苦しい状況にあったにもかかわらず、従業員の給与が高かったため、下げるよう実質的な代表者であるC氏に勧告したが、同氏は『急には下げられない』として、給与を下げることはなかったと記憶している。」と証言している。

さらに、申立人と同日付けで複数の同僚の標準報酬月額も同様にさかのぼって減額処理されていることが確認できる上、当該同僚のD氏は「A事業所で勤務していた平成7年10月1日から8年4月27日までの期間当時、月額26万円前後の給与を受給していたが、被保険者資格を喪失した後、標準報酬月額がさかのぼって大幅に引き下げられているので、年金記録に係る確認申立てを行

っている。」と証言しており、他の同僚のE氏は「C氏とB税理士から給与額を下げるという話が平成8年4月ごろあったので、それならばA事業所を辞めると返答し、実際退職して失業保険を受給した。A事業所を辞めるまでは自分の給与額は19万円であった。」と証言していることなどから、給与額を減額すること及び厚生年金保険の標準報酬月額を遡及して引き下げることにより申立人が同意していたとは考え難い。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、このような標準報酬月額の遡及訂正を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た28万円に訂正することが必要であると認められる。

次に、申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が当該期間において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、平成8年4月27日付けで資格喪失の届出が同年5月10日に提出されていることが確認できる。この点について、前述のC氏は「経営が苦しかったことから、資格喪失させたものであると思う。」と証言している。

また、平成8年4月27日付けで資格喪失された者は、当時60歳以上であった申立人とD氏及びE氏のみである上、i) B税理士は「既に年金を受給している者については、標準報酬月額を下げる等の手続をした記憶がある。」と証言していること、ii) D氏は「65歳になる平成8年5月までは正社員であったが、同年5月以降は嘱託社員となった。」と証言していること、iii) E氏は「平成8年4月ごろ退職して失業保険を受給した。」と証言していることなどからみて、C氏とB税理士は、厚生年金保険料等の滞納もあることから、健康保険・厚生年金保険料の負担を少なくするために、申立人とD氏及びE氏の厚生年金保険の資格喪失を8年4月27日付けで行ったものと思われる。

加えて、申立人は健康保険任意継続被保険者として平成8年4月27日から10年4月27日まで加入している上、経理・社会保険事務についてはB税理士がA事業所から委託を受けていたことから、8年4月27日付けで厚生年金保険の資格を喪失させた後も申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと考えるのは不自然である。

このほか、申立人の申立期間②に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月 21 日から 50 年 4 月 20 日まで
(A社)
② 昭和 52 年 5 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
(B社)
③ 昭和 57 年 7 月 1 日から 59 年 6 月 15 日まで
(C社)
④ 昭和 60 年 3 月 1 日から平成 11 年 11 月 1 日まで
(D社)

私がA社、B社、C社及びD社で勤務していた申立期間①から④については、それぞれの給与月額と社会保険庁が管理しているオンライン記録における標準報酬月額とが相違している。このため、社会保険庁の標準報酬月額を私が実際に支払いを受けた給与月額に基づく標準報酬月額への記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③における標準報酬月額については、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、それぞれの会社における複数の同僚等の標準報酬月額と比べ、i) 同僚等の金額と同じかそれよりも2万円程度高くなっていること、ii) 上司の標準報酬月額に近く、1万円から2万円程度低くなっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低い金額として記録されているとは考え難い。

また、申立人が主張する申立期間①、②及び③の給与月額については、i) 申立期間①におけるA社の専務の標準報酬月額よりも2万円程度高い額となっていること、ii) 申立期間②におけるB社の申立人の直属の上司である部長の標準報酬月額よりも6万円から7万円程度高く、専務等の標準報酬月額に近い額となっていること、iii) 申立期間③におけるC社の専務等とほぼ同じ標準

報酬月額であるが、申立人の同僚は「申立人の給与は上司より高くはなかった」と証言していることから、申立人の主張は必ずしも整合性のあるものとはなっていない。

さらに、申立期間①、②及び③については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と社会保険庁が管理しているオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、記録上の不合理な点は見られない。

申立期間④については、i) 申立人はD社設立当初の昭和59年11月から62年4月まで社会保険業務に係る最終的な責任を有する取締役として勤務していたこと、ii) 加えて、同社設立時(59年11月)の役員は「申立人以外の役員は名前を貸しただけで、実質的には申立人が代表取締役であった」と証言していること、iii) 法人登記簿により、申立人は申立期間の一部である62年5月2日から平成14年3月20日まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間④について、D社の歴代の社会保険事務担当者4名は「社会保険の事務手続及び給与支払事務は正しく行っていた」と証言していることから、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を基に計算された厚生年金保険料を超える額を申立人の給与から控除していたとは考え難い。なお、申立期間④に係る申立人の標準報酬月額は、社会保険庁が管理するオンライン記録上では、遡及訂正処理なども行われておらず、不合理な事務処理は見当たらない。

加えて、申立期間④について、申立人が提出した給与の口座振替記録が記帳された普通預金通帳の写しを確認したところ、申立人の標準報酬月額以上の給与が振り込まれている期間が一部あることが確認できるが、これについて、当時のD社の社会保険事務担当者は「当時は営業成績もよく、会社に利益が上がっていたので、社長の場合は定額の給与に加え、配当金も給与に含めて支払っていた」と証言している。

このほか、申立期間①から④について、申立人が主張している標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資料は無く、その他申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。